

公 告

未利用県有地の売却処分について、次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和7年11月25日

広島県知事 湯崎英彦

1 入札に付する物件

番号	所 在 地		種 別	地 積 (m ²)	予定価格 (円)
1	広島市南区宇品西二丁目 1337番6		土 地	117.73	16,100,000
2	福山市赤坂町 大字赤坂 字池之内	1108番3	土 地 建物付き	334.63	5,589,000
		1107番8※	129.50		
		1108番7※	土 地	182.74	

※ 広島県外7名共有地（広島県持分15分の3）。

2 入札の申込先及び受付期間

(1) 申込先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務局財産管理課（広島県庁本館3階）

(2) 受付期間

令和7年11月25日（火）から同年12月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）郵送（簡易書留の方法に限る。）の場合は、令和7年12月26日（金）午後5時15分必着とする。

3 入札の日時及び場所

物件番号	入 札 の 日 時	入 札 場 所
1	令和8年1月23日（金）	午前10時00分
2		午後1時00分

4 入札に関する注意事項

(1) 次に掲げる者あるいは該当する場合は、入札に参加できない。

- ア 本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

- エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記オに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(2) 入札保証金について

ア 納付

入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を金融機関の自己宛小切手によって入札当日に納付すること。

イ 還付等

入札保証金は、次のとおり処理する。

(ア) 落札者

売買代金又は契約保証金へ充当する。

(イ) その他の者

入札当日の入札保証金納付時に交付した納記と引換えに還付する。

ウ その他

入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は県に帰属する。

(3) 無効入札について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

ウ 入札者が二以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札者が談合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 入札書の入札金額が訂正してあるとき。

ケ 入札申込書に押印した印鑑証明登録印(代理人の場合は委任状で指定した代理人使用印)でない印鑑を使用して入札したとき。

コ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

5 その他

(1) 入札に必要な書類は、広島県総務局財産管理課に備え付けてある。

(2) 入札等に関する問合せ先

広島県総務局財産管理課 電話 (082) 513-2305 (ダイヤルイン)